

令和5年度

ボランティア活動保険 のご案内

ボランティア活動保険は、個人又はグループなどを対象に、ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償する保険です。

現在、令和5年度の加入申込みを受け付けておりますので、お早めにご手続きをお願いいたします。

ご加入いただける方

- ◆ 社会福祉協議会及びその会員
- ◆ 社会福祉協議会に登録されているボランティア（個人、グループ、団体）

保険の補償を受けられる方

- ◆ ケガの補償：ボランティア個人賠償責任の補償
- ① ボランティア個人
- ② ボランティアの監督義務者（ボランティアが未成年者の場合）
- ③ NPO法人（ボランティアがNPO法人に所属している場合）

対象となるボランティア活動

日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償

のボランティア活動で、次のいずれかに該当する活動

- ◆ グループの会則に則り企画、立案された活動（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要）

対象とならない活動

- ◎ 自発的な意思による活動とは考え難いもの（学校管理下にある先生・生徒の活動、免許・資格・単位取得やインターンシップを目的とした活動など）
- ◎ PTA、自治会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの組織活動や親睦のための活動（団体の当番制・輪番制の活動、団体の総会、レクリエーションなど）
- ◎ 有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給は無償とみなします）
- ◎ 自宅で行う活動
- ◎ 企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動 など